

市第 104 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第66号の2の次に次の2号を加える。

(66)の3 医薬品医療機器等法第40

条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可申請手数料

同 29,000円

(66)の4 医薬品医療機器等法第40

条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可更新申請手数料

同 11,000円

第2条第67号及び第68号中「又は高度管理医療機器等販売業」を「、高度管理医療機器等販売業」に改め、「貸与業許可証」の次に「又は再生医療等製品販売業許可証」を加える。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

提 案 理 由

再生医療等製品の販売業の許可申請手数料等を徴収するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（	<u>上段</u>	<u>改正案</u>	）
（	<u>下段</u>	<u>現行</u>	）

（手数料）

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第1号から第66号の2まで省略）

(66) の 3 医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可申請手数料同29,000 円(66) の 4 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可更新申請手数料同11,000 円

(67) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5第1項又は第45条第1項の規定に基づく薬局開設許可証、医薬品販売業（配置販売業を除く。）許可証、高度管理医療機器等販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許

<u>可証</u> <u>又は再生医療等製品販売業</u>		
<u>許可証</u> の書換え交付手数料	同	2,000 円
(68) 医薬品医療機器等法施行令第 1 条の 6 第 1 項又は第 46 条第 1 項の規定に基づく薬局開設許可 証、医薬品販売業（配置販売業 を除く。） <u>許可証</u> 、 <u>高度管理医</u> <u>療機器等販売業</u> <u>又は高度管理</u> <u>医療機器等販売業</u> 若しくは貸与 業許可証 <u>又は再生医療等製品販</u> <u>売業許可証</u> の再交付手数料	同	2,900 円
(第 68 号の 2 から第 163 号まで省略)		